## 公益財団法人鳥取県スポーツ協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会(以下「協会」という。)が行う鳥取県のスポーツ振興事業を更に充実させるため設置する賛助会員(以下「会員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは、協会定款第3条及び第4条の目的、事業に賛同したものをいう。

(会費)

- 第3条 会員は、次に定める会費を毎年納入するものとする。
  - (1) 企業・団体会費 年額10,000円を1口として、1口以上
  - (2) 個人会費 年額 3,000円を1口として、1口以上

(情報提供等)

第4条 協会は、会員に対して、ス協だよりの配布や協会ホームページへ名前の掲載等必要な情報提供を行うものとする。

附則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。